

産業廃棄物（金属くず等）処分委託（総合庁舎他）

仕様書

1 概要

本委託は、上下水道局（以下「甲」という。）が別途契約した収集運搬業者（以下「運搬業者」という。）が搬入する金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類の産業廃棄物を、受託者（以下「乙」という。）が破碎等の中間処理を行ったうえで、リサイクル又は埋立て等の最終処分を行うものである。

2 期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。

3 予定数量等

約600キログラム（詳細は別紙のとおり）

※なお、実際の数量は、予定数量から増減することがある。

4 契約方法

本委託の契約方法は、単価契約とする。

5 提出書類

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 産業廃棄物処理業の許可証の写し（処理する産業廃棄物に関するもの） | 1部 |
| (2) 処分結果報告書 | 1部 |
| (3) 完了届 | 1部 |
| (4) 請求書（上下水道局会計規程第12条関係） | 1部 |
| (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） | 1部 |

6 業務内容

(1) 搬入方法

甲が排出する産業廃棄物の搬入は、甲が別途契約する運搬業者が行うものとする。

(2) 処分方法

乙は、搬入された産業廃棄物を関係諸法令に従い、破碎等の中間処理を行ったうえで、リサイクル又は埋立て等の最終処分までを行わなければならない。

7 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 乙は、京都市長又は京都府知事からの廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可証（処理する産業廃棄物に関するものに限る。）の写しを、業務着手前に甲に提出しなければならない。
- (2) 乙への搬入日は、事前に甲、乙及び運搬業者と協議のうえ、決定する。
- (3) 乙は、収集重量（1キログラム単位）を記載した処分結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

8 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

- (1) 乙は、産業廃棄物の処分の際は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を運用すること。
- (2) 乙は、処理終了後、マニフェストに必要事項を記入のうえ、C 2 票を運搬業者に、D 票は甲に提出すること。
- (3) 乙は、中間処理後物を売却した場合は売却先を、製品化した場合はその旨を記入のうえ、E 票を甲に提出すること。

9 秘密保持義務

- (1) 乙は、業務のために提出された秘密書類及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。履行期間終了後及び契約解除後も同様とする。

10 再委託の禁止

乙は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

11 雑則

- (1) 仕様書等に疑義がある場合は、契約決定前に説明を受けること。なお、契約決定後、疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定する。
- (2) 万一事故が発生した場合は、速やかに甲に報告したうえで、乙の責任において処理すること。
- (3) 仕様書及び契約書に反し、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。その際、賠償すべき金額は、甲、乙協議のうえ、決定する。
- (4) 乙は、作業完了後、処分結果報告書及びマニフェストを速やかに甲に提出しなければならない。

なお、提出先は次のとおりとする。

〒601-8116

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総務部契約会計課

電話番号 (075) 672-7723